

報告 2

三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱の一部を
改正する告示について

三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱の一部を改正
する告示について、別紙のとおり報告します。

令和 2 年 5 月 2 5 日 提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市教育委員会告示第17号

三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年5月21日

三次市教育委員会

教育長 松村 智由

三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱の一部を改正する告示

三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱（平成18年三次市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三次市こども応援センターの項中「三次市十日市西六丁目10番45号」を「三次市十日市中二丁目8番1号」に改める。

第3条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 学校経営に関する相談・指導
- (2) 就学指導に関する事務
- (3) 不登校に関する事務

第4条第1項を次のように改める。

応援センターは、三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年三次市規則第9号）別表第2に規定する教育相談員及び青少年指導相談員をもって構成する。

第 5 条を削り，第 6 条を第 5 条とし，第 7 条を第 6 条とする。

附 則

この告示は，令和 2 年 5 月 2 1 日から施行する。